

学則施行細則

第1章 目 的

第1条 この施行細則（以下「細則」という。）は製鉄記念八幡看護専門学校学則（以下「学則」という。）第30条の規定に基づいて学生の守るべき事項について、定めることを目的とする。

第2章 季 節 休 暇

第2条 学則第7条第2項の休暇は次の通りとする。

夏季休暇 （7月下旬から9月上旬） 5週間以内

冬季休暇 （12月下旬から1月上旬） 2週間以内

春季休暇 （3月中旬から4月上旬） 4週間以内

② 学校長が必要と認めた時は前項の規定にかかわらず休暇日を変更し、又臨時に学習を課することができる。

第3章 学 生 証

（学生証の公布）

第3条 学生は、入学時に学生証の交付を受け、常時これを携帯しなければならない。

② 学生証を携帯しない時は、教室、図書室などの学校の施設（以下「施設」という。）に入ることができないときもある。

③ 学生証を紛失又は、破損した時には、学生証再交付願を学校長に提出して再交付を受けなければならない。

④ 学生証は卒業、退学、除籍などにより、学生の身分を失った時は、直ちに学校長へ返納しなければならない。

第4章 授 業 時 間

第4条 授業（講義）の時間は、1校時・90分（2時間）を原則とする。但し、都合により時間を変更することもある。

第5条 臨地実習の時間は、開始時間8時30分、終了時間15時30分を原則とする。但し、実習の科目および実習場所により変更することがある。

第5章 入 学 又 は 転 入 学

（受験料）

第6条 入学又は転入学を志願する者は学則第12条に定める入学願書提出時に受験料（金額は別に定める）を納めなければならない。

(学科試験科目)

第7条 学則第13条第1項の学科試験科目はその都度、学校長が定める。

(入学の選考)

第8条 入学の選考は、提出された書類、選考のための学科試験・面接試験の成績に基づき適正に行う。成績評価の基準は別に定める。

第6章 欠席などの取り扱い

(欠席届及び遅刻・早退・欠課届)

第9条 学生が病気その他やむを得ない理由で欠席する場合、または学校が欠席扱いにしないと認めた授業の欠席（以下公欠とする）に該当する場合、その都度欠席届を事前に届け出なければならない。

但し、やむを得ない理由により事前に提出できなかった場合は、その理由を付して遅滞なく届け出なければならない。欠席、遅刻、早退、欠課は、その都度届け出なければならない。

② 傷病により4日以上欠席する場合は受診したことがわかる書類を添えなくてはならない。

③ バス・タクシーを除く公共交通機関の遅延においては、公共交通機関発行の遅延届の提出があれば遅刻・欠課としない。

④ 重大事故、自然災害、ストライキなどにより全ての交通機関が遅延・運休した場合のみ原則として遅刻・欠課としない。その場合、気象警報・避難情報等の発令、交通機関の運休等通学が困難であったことを明らかにする資料を登校した日に提出する。

(欠課時間等の届け出)

第10条 欠課時間は、遅刻および早退を含み1時間単位の届け出とする。

② 欠課は講義の場合45分（90分の1/2）以上出席できなければ2時間の欠課、実習の場合30分（60分の1/2）以上出席できなければ1時間の欠課とする。但し、自習時間などは欠課としない。

(欠席扱いにならない事項)

第11条 学校が認めた以下の学校外活動。但し、移動にかかる日数は認めない。その場合、参加したことが証明ができるものを登校した日に提出する。

1. ボランティア活動
2. 研修会・学会・セミナーなどの参加
3. 就職試験
4. 進学のための試験

(忌引)

第12条 父母8日、祖父母5日、曾祖父母2日、兄弟姉妹5日、配偶者8日、子8日と

する。

② 忌引の日数は、休日を含めた期間を示す。

③ 本人の申し出により講義及び試験を受けるために登校する場合は、翌日より忌引とせず、休みが必要な場合は自己欠とする。

* 忌引きの場合は、**原則**、忌引きが証明ができるものを登校した日に提出する。

第 13 条 感染症罹患による出席停止期間は、医師の診断書（診断名および出席停止期間を明記）を必要とする。この感染症については、安全に関する規程に別に定める。

第 7 章 単位の修得および認定

第 14 条 学則第 15 条に定める単位の修得および認定について、以下に定める。但し、実習の単位の修得および認定については、臨地実習規程に定める。

（試験）

第 15 条 学則第 15 条第 3 項に定める試験は、原則終講 1～2 週間後に行う。

（再試験）

第 16 条 学則第 15 条第 3 項の規定の再試験は、原則として各試験毎に行い、試験成績通知後 2 週間以内に行う。

② 再試験は原則として課外時間に行う。

再試験の日程変更は原則認めない。ただし、公欠・忌引きに関してはこの限りではない。

* 公欠・忌引きの場合は、**原則**、公欠・忌引きが証明ができるものを登校した日に提出する。

③ 再試験結果が 60 点以上であっても、評価点は 60 点とする。

④ 再試験の評価点が 60 点に満たない場合は、単位の修得および認定はできない。

⑤ 単位の修得および認定ができない者は、次年度に再度試験を受けることができる。但し、詳細科目の場合は、詳細科目の平均点が 60 点以上であれば、単位の修得を認める。詳細科目の平均点が 60 点に満たない場合は、単位の修得および認定はできない。次年度、該当する詳細科目の試験を受験する。

⑥ 再試験の受験を認められたものは、再試験の日時および場所・監督の教員名をカリキュラム担当教員に確認し、アドバイザー教員の面接および学習指導を受けなければならない。

（追試験）

第 17 条 学則第 15 条第 4 項による追試験は、原則として各試験毎に行い当該試験の日から 2 週間以内に行う。

② 追試験は原則として、課外時間に行う。

追試験の日程変更は原則認めない。ただし、公欠・忌引きに関してはこの限

りではない。

＊公欠・忌引きの場合は、原則、公欠・忌引きが証明ができるものを登校した日に提出する。

- ③ 追試験の結果は、実際点の 8 割を評価点とする。この評価点が 60 点に満たない場合は、単位の修得および認定はできない。但し、詳細科目の場合、詳細科目の平均点が 60 点以上あれば、単位の修得を認める。詳細科目の平均点が 60 点に満たない場合は、単位の修得および認定はできない。
- ④ 単位の修得および認定ができない者は、次年度に再度試験を受けることができる。但し、詳細科目の場合は、該当する詳細科目の試験を受験する。
- ⑤ 追試験の受験が認められたものは、追試験の日時および場所・監督の教員名をカリキュラム担当教員に確認し、受験する。
- ⑥ 追試験の再試験は原則認められない。

(再試験・追試験願いおよび受験料)

第 18 条 再試験願いは、当該試験成績通知後 5 日以内（休日は除く）に再試験願いを提出しなければならない。

- ② 追試験願いは、原則として当該試験日から 5 日以内（休日は除く）に追試験願いを提出しなければならない。
- ③ 再試験・追試験の願いと共に、受験料 2,000 円を納めなければならない。
公欠・忌引で追試験を受ける場合、受験料は徴収しない。
- ④ 提出期限を過ぎると再試験・追試験は原則受験できない。

(筆記試験の受験要項)

第 19 条 筆記試験（追試験及び再試験を含む）の受験については、次の各号に定めるところによる。

- 1. 試験開始後 20 分を経過した時は、受験できない。
- 2. 試験開始後 30 分を経過しなければ、退場できない。

(試験における不正行為)

第 20 条 試験において不正行為があったときは、その学生が当該年度にすでに修得した単位（もしくは科目）及び修得しようとする単位（もしくは科目）を無効とする。

- ② 前項の規定は、その後の取り扱い及び懲戒処分については、学校運営会議を経て学校長がこれを決定する。

(単位修得の表示)

第 21 条 学籍簿の単位修得の表示は以下のように行う。

AA(90 点以上) A (80 点以上) B (70 点以上 80 点未満)
C (60 点以上 70 点未満) D (60 点未満もしくは無資格) N (単位認定)

(単位修得の認定)

第 22 条 学校長は授業科目の出席すべき時間数の 3 分の 2 以上出席し、その試験に合格した者に単位の修得を認定する。

(入学前の既修得単位の認定)

第 23 条 放送大学やその他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表 3 に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者が、既に修得した単位の認定を希望したときは、入学後 2 週間以内に所定の手続きにより学校長に願い出ることができる。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

② 単位認定を受けられる科目は、必要な講義時間数以上受けているとともに、学習内容を審査した上で、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、学校運営会議において、総修得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で単位を認定することができる。

③ 社会福祉士及び介護福祉士（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第二号の規定に該当する者で本校に入学した者の単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める「人間と社会」の領域に限り単位認定することができる。

(転入学の既修得単位の認定)

第 24 条 本校の転入学を許可された者で、他の看護師養成所（三年課程）大学もしくは短期大学等において修得した単位について、認定を希望する者は、所定の手続きにより学校長に願い出ることができる。

② 前項の届け出により、学校運営会議で教育上有益と認める場合は、本校における授業科目を修得したものとする。

③ 単位認定を受けられる科目は、本校の定める講義・実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることが認められるもの

とする。但し、転入学した学年で履修すべき授業科目については改めて履修および単位修得が必要である。

(卒業の認定)

第 25 条 学生の卒業は、成績を評価し 104 単位全ての単位修得により卒業を認める。

第 8 章 賞 罰

(表彰)

第 26 条 学則第 22 条に基づく表彰には次のものがある。

1. 皆勤賞

皆勤とは、3 年間を通して 1 日も欠席がなく欠課、早退、遅刻も 1 回もないことである。

2. 上記の他、成績優秀、品行方正で学校長が表彰を認めた場合。

第 9 章 健 康 管 理

第 27 条 学則第 26 条に定める学生の健康診断その他保健衛生上必要な措置については次の通りとする。

1. 学校長は学生の健康管理を校医に命じ校医はその健康管理につとめなければならない。
2. 健康診断の種類は次の通りとする。
 - 1) 定期健康診断（毎年 春 1 回）
 - 2) 臨時健康診断（校医が必要と認めた場合）
3. 健康診断は次に定める検査を行う。
 - 1) 身長、体重、視力および聴力の検査
 - 2) X 線間接撮影
 - 3) 感染症抗体価検査
 - 4) その他の必要な検査
4. 保健担当教員は、定期ならびに臨時健康診断の結果、感染症抗体価検査の結果、予防接種の記録の写し等を保管するとともに、学校長に健康診断の結果を報告しなければならない。
5. 校医は健康診断の結果に基づき、本人に対し療養又は伝染病予防に関する指示を行い、必要な場合は就学上講すべき措置につき、学校長に意見を述べなければならない。

第 10 章 学校管理および維持経営

第 28 条 教育活動その他の養成所運営の状況について、看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針に基づき、自己点検・自己評価を行う。

附 則

この細則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

平成 12 年 4 月 1 日 一部改正

）

平成 28 年 4 月 1 日 一部改正

2024 年 4 月 1 日 一部改正

2025 年 4 月 1 日 一部改正